

保証社員となった場合の営業保証金の取戻し手続きについて

1 営業保証金の取戻し

取戻事由	必要な手続き	官報掲載が可能となる日
保証社員となった場合の 営業保証金取り戻し等 (法第54条)	ANTAまたはJATAへの加入手続きを行ってください。	<u>保証社員となった日以降</u>

2 旅行者営業保証金取戻公告

営業保証金の取戻しは、6ヶ月以上の期間必要事項を官報で公告した後でなければできないため、官報販売所に依頼し「旅行者営業保証金取戻公告」を官報に掲載してください。

(1) 名称、所在地等は、登記簿(控)及び法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)により正確に記入してください。

*掲載内容に誤りがあった場合には、訂正公告又は再公告が必要となります。十分ご注意ください。

3 官報掲載及びその後の手順

	事 項	手続き(申請)機関	説 明
①	旅行者営業保証金取戻公告 <官報掲載>	兵庫県官報販売所	官報掲載紙(原本)は、 <u>証明書交付申請時に提出していただきますので、紛失しないよう保管してください。</u>
②	取戻公告官報掲載済の届出 <郵送届出可>	兵庫県産業労働部観光局 観光振興課企画調査班	・「営業保証金取戻し公告届出書」 ・「官報掲載紙(写)」 <u>官報掲載後速やかに提出</u> してください。

4 証明書交付申請書の提出

証明書交付申請のできる日は、官報掲載日から6ヶ月経過(6ヶ月+1日)後
例)官報掲載日9月3日 → 証明書交付申請のできる日(6ヶ月経過日)3月4日

	事 項	手続き(申請)機関	説 明
③	証明書交付申請書の提出 *来庁又は郵送(簡易書留)	兵庫県産業労働部観光局 観光振興課企画調査班 <受付> 月~金の9時~17時 (昼休み12時~13時除く)	・「証明書交付申請書」 ・「官報掲載紙」 ・「供託書(写)」

	事 項	手続き（申請）機関	説 明
④	払渡請求	神戸地方法務局 ※下記参照 ※供託書に記載のある法務局が請求先です。	<p>必要書類は概ね次のとおりです。 供託書に記載した内容に変更があった場合等は他にも必要な書類があります。詳しくは、<u>予め法務局にお問い合わせください。</u></p> <p style="text-align: center;">（◆印のものは必須です）</p> <p>◆・兵庫県交付の「証明書」 ◆・払渡請求書（法務局の窓口または法務省のホームページで入手可） ・振込でのお支払いを希望される場合は振込先の口座番号等が分かるもの ・供託書正本（無くても差し支えありません）</p> <p>【個人事業者の場合】 ◆(1)認印 【法人事業者の場合】 ◆(1)実印（登記所に登録している印） ◆(2)代表者事項証明書 ◆(3)印鑑証明書</p> <p>* (2)(3)は法務局作成のもので、発行から3ヶ月以内のものがが必要です。無料で交付を受けることができる場合がありますので、法務局でご確認ください。</p>

※県内の供託先一覧及び電話番号

- 神戸地方法務局（本局） 078-392-1821 ●西宮支局 0798-26-0061
- 伊丹支局 072-779-3451 ●尼崎支局 06-6482-7401 ●明石支局 078-912-5511
- 柏原支局 0795-72-0176 ●姫路支局 079-225-1915 ●加古川支局 079-424-3555
- 社支局 0795-42-0201 ●龍野支局 0791-63-3221
- 豊岡支局 0796-22-2703 ●洲本支局 0799-22-0497

※取戻公告の掲載方法等については、下記団体にお問い合わせください

- 兵庫県官報販売所
〒650-0012 神戸市中央区北長挾通5丁目4番3号
TEL078-341-0637 FAX078-382-1275
e-mail office@kanpo-ad.com



兵庫県産業労働部観光局観光振興課企画調査班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館7階
TEL078-362-9159 FAX078-362-4275